

議案第 28 号

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

大田原市法定外公共物管理条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

電柱・支柱	1本1年につき	360
電柱・電話柱	1本1年につき	320

」

を

「

電柱・支柱	1本1年につき	350
電話柱・支柱	1本1年につき	320

」

に、

「

広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,100
-----	------------------	-------

」

を

「

広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	960
-----	------------------	-----

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。